

小学校におけるカリキュラム・マネジメントの在り方に関する検討会議

報告書

平成29年2月14日

本報告書のねらい

(答申におけるカリキュラム・マネジメントの位置づけ)

- 中央教育審議会では、昨年12月21日に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」の答申（以下「答申」という。）を取りまとめ、次期学習指導要領等の目指す姿と、その実施に必要な方策について提言した。現在、これらの提言に基づき、学習指導要領等の改訂に向けた作業が進められているところである。
- 次期学習指導要領等の実施に当たって重要となるポイントの一つとして、「カリキュラム・マネジメント」が挙げられている。これについては、答申の提言に基づいて考えれば、以下の三つの側面から、教育課程に基づき組織的・計画的に教育活動の質の向上を図っていくものとして捉えることができる。
 - ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
 - ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
 - ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

(「時間」という資源をいかに活用するか)

- 小学校では平成32年度から、中学年において外国語活動が、高学年において教科としての外国語科が導入されることとなる。これに伴い、3年生から6年生までの学年での授業時数が、それぞれ年間35単位時間ずつ増加されることになる。

- 各小学校では現在でも、学習指導要領に定められた内容を踏まえながら、児童の生活時間及び教員の指導時間をどのように効果的に配分し、児童の生活や学びの質を高めていくかについて創意工夫を凝らした取組が重ねられているところである。今後とも、年間35単位時間増となる中学年及び高学年の時間割の編成や、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた時間割の工夫といった新たな課題に、教育委員会や地域の校長会等と連携して応えながら、カリキュラム・マネジメントの中で、こうした創意工夫を継続していくことが求められる。
- 本報告書は、こうした新たな課題に対応するために求められるカリキュラム・マネジメントのうち、特に「時間」という限られた資源をどのように教育内容と効果的に組み合わせていくのかという点を中心にして、参考となるポイントを整理したものである。各学校や各教育委員会等において、今後の小学校の時間割編成に向けた議論に活用されるものとなることを期待するとともに、国においても、この報告書の整理を基にしながら、新学習指導要領の周知・移行期間に調査研究や好事例の普及が図られるよう強く求めたい。
- なお、本報告書には、カリキュラム・マネジメントや主体的・対話的で深い学びの実現など、次期学習指導要領に向けたポイントとなる事項が含まれている。こうした事項の基本的な考え方については、ぜひ答申を併せてご覧いただきたい。

1. 小学校における時間割編成の現状

(1) 法令上の規定と各学校の特色

- 小学校の各学年における各教科等それぞれの授業時数や、各学年における総授業時数は、学校教育法施行規則の別表第一に規定されているとおりである。また、同表の備考では、同表における授業時数の一単位時間は45分とすると定められており、授業時数の管理に当たって1単位時間を45分として換算し確保していくこととされている。
- 同表に規定された授業時数のほか、学習指導要領総則の規定に基づき、各学校においては、児童会活動、クラブ活動及び学校行事について適切な授業時数を充てることとされている。また、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとされている。

¹ 本報告書は、小学校関係者を中心とした検討会において議論を深めた成果をまとめたものであるが、時間割編成に当たって課題となる点や、新しい教育課程における時間割編成の基本的な考え方等は、中学校などにおいても共通するものであり、他の学校種における時間割編成に関する議論にも活用されることを期待したい。

- 年間の授業週数については、学習指導要領総則の規定に基づき、児童の負担過重にならないよう、年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うように計画するものとされている。また、休業日については、学校教育法施行規則第61条に基づき、国民の祝日並びに日曜日及び土曜日（各教育委員会が必要と認める日を除く。）のほか、各教育委員会が学校教育法施行令第29条の規定により定める日とされている。
- 各学校においては、各教育委員会が定める休業日を除いた年間授業日数の中で、法令に定める授業時数を確保し、児童や学校、地域の実態に応じた時間割の工夫を行っている。時間割編成には各学校の特色も見られるところであり、例えば週当たりの授業について、5年生で比較したとき、標準的な週28コマの実施が62.7%を占めるものの、週29コマ以上実施している学校も35.7%あり、週27コマ以下で実施している学校もわずかに（1.5%）あるところである。
- 1時間目開始前の朝の時間や、昼休み前後の時間、放課後の時間などを、15分程度の教育課程内外の教育活動に充てる短時間学習の工夫なども、児童や学校、地域の実態を踏まえつつ展開されているところ³である。また、年間の総授業日数や週数の設定⁴、土曜日における授業の実施⁵などについても、学習指導要領の規定を踏まえつつ、小学校ごとの特色がみられるところである。

（２）一単位時間の考え方と現状

- 一単位時間については、遡れば、昭和22年の小学校学習指導要領（試案）一般編において1単位60分とされ⁶、昭和26年には、60分に小休憩の時間、教室移動の時間、次の学習の準備の時間を含めて計算することとされた。これを受けた実態調査を行った結果、大部分の小学校において、小休憩の時間等を除いた授業時間が45分となっていることがわかり、昭和33年に告示された小学校学習指導要領においては、授業の一単位時間は45分とすることが望ましいとされ、これには小休憩の時間等は含めないものとされた。

² 年間の授業週数については、昭和43年に行われた小学校学習指導要領改訂に先立ち、当時の教育課程審議会・初等教育教育課程分科審議会において、35週案、38週案、40週案の3案が議論されている。当時の調査結果から、多くの学校における年間授業週数が40週程度となっていることを踏まえつつ、現実には授業に欠ける日数等もあることから、40週をそのまま規定したのでは授業時数の確保が困難となるとされ、授業に欠ける日数のほか、学校行事の行われる日数等も勘案して、35週が授業週数とされることとなった。

³ 「平成27年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査」P6

⁴ 「平成27年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査」P4。授業週数については、年間40週程度を設定する小学校が多くなっている。

⁵ 「平成27年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査」P14

⁶ ただし、20分ずつ3つに分けたり、30分ずつ2つに分けたりするなど、分割して設定することが可能とされた。

- このように、45分という時間は、児童の集中力や学習の持続、指導内容のまとまりという点からも実施しやすい時間として、児童の発達の段階や実態を踏まえた、教員の指導の工夫の結果を基に定められてきたものである。現行学習指導要領では、一単位時間は45分で換算することとしつつ、実際に一授業に充てる時間の設定は、各学校において適切に定めることができるものとされているものの、最新の調査によっても、ほとんどの小学校（99.72%）において、一授業の標準は45分に設定されているところである。
- その一方で、朝や昼、放課後などの15分程度を、短時間の授業時間として教科の学習に充てたり、土曜日に実施される授業において、45分を超えた長時間の授業の設定を弾力的に行ったりする例もあり、児童や学校、地域の実態に応じた様々な工夫が見られるところである。
- こうした実態を踏まえ、これからの時間割編成に当たっては、引き続き45分を標準として捉えながらも、児童の学びの内容に応じたどのような授業時間の工夫が可能なのか、そして、その際どのような点に留意すべきかを、更に考えていく必要がある。

2. 時間割編成に当たっての課題

- 各小学校において、1.において述べた現状の中から、次期学習指導要領に対応した時間割編成を進めていくためには、以下のような点が課題となると考えられる。

(1) カリキュラム・マネジメントと時間割編成

- カリキュラム・マネジメントとは、本報告書冒頭に掲げている①～③の三つの側面から、教育課程に基づき組織的・計画的に教育活動の質の向上を図っていくものである。各学校の教育目標の設定や、教科等横断的な視点からの教育内容の配列、年間、単元、各授業等にかかる指導計画の作成、児童や地域の実態の把握、教育活動の実施に必要な人的・物的資源の確保など、教育課程を軸とした教育活動の改善・充実にかかわるすべての取組が、カリキュラム・マネジメントの一環として実施されるものである。
- 時間割の編成も同様に、「時間」という限られた資源をどのように教育内容と効果的に組み合わせしていくのかという点で、カリキュラム・マネジメントの重要な一部であるという意識を持って取り組まれることが必要である。現行の総則においても、例えば授業の一単位時間は、児童の発達の段階や各教科等の学習活動の特質を考慮して適切に定めることができるなど、創意工夫を生かした弾力的な時間割編成が可能とされているところである。今後は、こうした規定を生かしながら、学校の教育目標の実現や教科等間のつながり、地域の資源の活用可能性等を検討しながら、時間という資源をより効果的に配分していくためには、どのような時間割がふさわしいのかを検討していくことが期待される。

- また、弾力的な時間割を設定する場合、学校全体としての児童の生活を念頭に、それを特定の学級や学年のみで行うのではなく、学校全体の時間割として検討していくことになる。すべての教科等の学習内容を見渡しつつ、また、児童の発達段階を踏まえつつ、学校全体として望ましい時間割とは何かを検討し、実施していく体制が不可欠である。

(2) 生活や学習のリズムの確立や質の向上と時間割編成

- 特に小学校段階の学習においては、児童の学習規律の確立が学習の基盤となる。時間割は、学校における児童の生活時間を効果的に配分し、日々の生活や学習のリズムを作り上げていく効果も持つものである。日常的な生活や学習のリズムが身につくよう、なるべく恒常的な時間割であることが望まれる。
- また、各教室には、発達障害も含めた多様な学習ニーズを抱えた児童が存在することを踏まえれば、時間的な見通しが立てやすい時間割が望ましい。
- 一方で、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けては、その時々児童の学びの実態や学習内容に対応した、弾力的な時間割の設定が望ましいとも考えられる。1.(2)で見たような、朝や昼、放課後などの15分程度を、短時間の授業時間として教科の学習に充てたり、土曜日に実施される授業において、45分を超えた長時間授業の設定を弾力的に行ったりする様々な工夫は、児童の実態や学習内容を踏まえつつ、学びの質を高めるための創意工夫の一例であると捉えることができる。
- 時間割編成に当たっては、生活や学習のリズムを確立するための恒常性と、児童の実態や学習内容に応じて学びの質を高めるための弾力性のバランスを考えながら、児童や学校、地域の実態に応じた編成を行っていくことが求められる。

(3) 指導計画の工夫や教材の在り方、指導体制の確保や業務環境の整備等と時間割編成

- 1.(2)で見たように、45分という時間は、児童の集中力や学習の持続、指導内容のまとまりという点からも実施しやすい時間であると認識されてきており、教科書等の教材も、各学校の実態を踏まえ、45分を標準としながら活用しやすいように構成されているところである。
- 現在、短時間や長時間等の授業を弾力的に設定している学校においては、単元や題材などの内容や時間のまとまりの中で、弾力的な授業時間を設定する場合の指導計画上の位置付けを工夫したり、教科書等の教材を基本としながら、児童の学びに合わせた活用の仕方や、補助教材を独自に開発することなどの教材の工夫を行ったりしているところである。

時間割を弾力的に設定する場合には、こうした指導計画の作成や、教材の活用や開発に向けた教員への支援も必要となる⁷。

- こうした指導計画の工夫や教材の在り方に加えて、学校全体で時間割に応じた指導体制の確保を図っていくことも重要となる。各学校や地域における教員の年齢構成を踏まえ、指導や教材の工夫が行えるような力量を高め、必要な体制を確保していくことが求められる。また、時間割編成を弾力的にすれば、年間の授業時数の管理は複雑になるため、時間割編成に当たっては、教員の業務環境も踏まえつつ、過度な業務負担を招かないような工夫も求められるところである。

3. 新しい教育課程における時間割編成の基本的な考え方

- 2. に挙げた課題を踏まえれば、次期学習指導要領を見据えた時間割については、以下のような考え方に基づき編成していくことが重要となる。

(1) カリキュラム・マネジメントの中で、児童の学びの質の向上に貢献する時間割編成

- 現在、各学校で編成されている時間割は、その時々児童や地域の実態を踏まえながら、各学校における実践的な経験をもとに様々な工夫が加えられ、作り上げられているものと考えられる。今後は、新しい教育課程の中で、資質・能力の育成や、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善等を目指すことが明確にされていくことを踏まえ、カリキュラム・マネジメントの中で、児童の学びの質の向上という観点から、時間割について見直すべき点があるかどうかを再検討していくことが求められる。
- それはすなわち、教育内容と時間とをどう効果的に組み合わせれば、児童の思考の流れと学習活動の流れがかみ合い、主体的・対話的で深い学びに向かっていくことができるかを考え、創意工夫を重ねていくことである。4. (2) に示すような、短時間や長時間等

⁷ こうした弾力的な時間割の工夫と、(2) に掲げた時間割の弾力性と恒常性に関する議論を突き詰めれば、児童や学校、地域の実態によっては、年間授業時数は確保しつつ、45分より短い時間等をすべての授業の標準としていくことや、義務教育学校において中学校と授業時間を揃えていくことなどが望ましい学校もあり得るのではないかという議論につながる。この場合においては、45分を標準に作成されている教科書等の教材をどう活用していくのか、すべての学年や教科等にわたって指導計画の作成にどのような影響があるのか、休憩時間のとり方をどのように工夫していくべきか、教育内容と時間の関係について専属で研究を行う教員の存在など研究体制はどのように確保していくのか、特色ある授業時数の設定に関する家庭や地域も含めた関係者の理解をどのように図っていくのか、時数管理が複雑化しないかなど、課題として考えられるいくつかの点について論点を整理するため、希望する学校において先行的な調査研究を行い、将来的な考え方につなげていくことが求められる。

の弾力的な授業時間の設定についても、単なる時数確保のための工夫にとどまらず、こうした児童の学びの質の向上を図るための工夫の一つとして検討されることが重要である。

- こうした考え方に立てば、現在授業の標準となっている45分についても、児童の学びの質をどのように高めていくかという観点から、単元や題材などの内容や時間のまとまりの中で45分の授業がどのように位置付けられ、それを充実した時間にしていくためにどのような指導の配分や工夫が考えられるのか等について、不断に研究が重ねられていくことが望まれる。また、教育課程内と教育課程外の学校教育活動の時間をどのように組み合わせ、子供たちの生活時間を有意義なものとしていくかという視点も重要である。
- こうした検討は、時間割が学校全体としての児童の生活時間や教員の指導時間を規定していくものであることを踏まえれば、管理職を中心として、学校全体として取り組んでいくことが求められる。管理職には、児童の学びの質の向上に向けて、時間という資源をいかに効果的に配分できるのか自校の課題を把握し、教員の業務環境や教材開発の力量、人的・物的資源の状況等を踏まえながら、適切なカリキュラム・マネジメントの方向性を、教育委員会とも連携しつつ描いていくことが求められる。

(2) 児童や学校、地域の実態を踏まえ、弾力性と恒常性のバランスのとれた時間割編成

- 各学校では、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、学習内容に応じた弾力的な時間割の工夫と、生活や学習のリズムの確立に向けた恒常的な時間割の確立のバランスを図ることが求められる。例えば、学習規律の確立がすでに図られている学校であれば、学習内容に応じた弾力的な時間割の設定は学びの質の向上に効果的であるかもしれないが、学習規律が確立していない中で弾力的な時間割の設定を優先すれば、児童の生活に混乱を来すおそれもある。
- このように、効果的な時間割の在り方は、児童や学校、地域の実態に応じてさまざま考えられるところであり、各学校においては、これまでの実践を通じた経験を活かしつつ、時間割の弾力性と恒常性のバランスを念頭に検討していくことが求められる。
- また、時間割の編成に当たっては、それに対応した教材や指導体制が確実に確保できるかどうか、時数管理の業務が円滑に処理できるかどうかなど、各学校の指導体制や業務環境に関する実態や、指導計画作成や教材の開発に関する各教員の力量等も考慮して検討を進めていくことが重要である。

4. 授業時数増に対応した時間割の編成

- 新しい教育課程における時間割編成については、中学年からの外国語活動及び高学年からの教科としての外国語科の導入に伴う授業時数の増にどのように対応していくか、ということが喫緊の課題となっている。

(1) 考えられる選択肢

- 新しい学習指導要領の方向性⁸や、各小学校における時間割の現状を踏まえつつ、3.(1)及び(2)において整理した基本的な考え方に基づき、今後中学年及び高学年でそれぞれ年間35単位時間増となる授業時数を確保しながら時間割を編成していくに当たり、取り得る選択肢としては以下のような例が考えられる(資料1参照)。

①年間授業日数を増加させて時間割を編成

年間の授業日数を増加することによって、年間35単位時間分を確保。具体的には、例えば1日6コマを6日間実施すること、又は一日4コマを9日間実施することなどによって対応できる。これらの日数を、長期休業期間の調整や土曜日の授業実施等によって確保することが考えられる。

[考え方]

児童の毎日や毎週の生活や学習のリズムを変えることなく、45分を標準としたこれまでと同じ時間配分を維持することができる。ただし、休業日における児童の多様な学習機会はその分制約を受けることとなる。また、授業週数が増える場合には、週の教科等の時間割はこれまでより変則的になることもある。

[実施の前提として必要となる条件整備等]

長期休業期間の調整や土曜日の授業実施に、地域や家庭の理解を得られること。

長期休業期間における児童の多様な学びの機会が確保できること。

休業日の調整などを、教育委員会が主導して行う体制があること(地域によっては、中学校の休業日の調整なども必要となる)。

②週当たりの授業時数を増加させて時間割を編成

②-1 45分授業のコマは増やさず、短時間や長時間等の授業を設定

週の時間割の中に、短時間や長時間等の授業を複数位置づけることにより、年間35単位時間分を確保。具体的には、例えば一回15分の短時間の授業を週3回位置付けるこ

⁸ 小学校における新しい教育課程や時間割編成についての考え方については、答申の第2部第1章2. 小学校の項を参照のこと。

とや、45分授業のコマと組み合わせた60分の長時間の授業を週3回位置付けること、短時間や長時間、30分の授業などを柔軟に組み合わせて週あたり45分を確保していくことなどが考えられる。

[考え方]

45分に加えて、15分や30分、60分など、学習内容や児童の実態等に応じた柔軟な授業時間の設定が可能となる。

休業日における児童の多様な学習機会や、児童の補習や主体的な学習活動、校内会議や研修等に充てられているコマを維持することができる。

ただし、弾力的な授業時間を念頭に、学習規律の確立や教育内容の計画的な実施がより求められる。

[実施の前提として必要となる条件整備等]

学習規律が確立されており、弾力的な時間割の設定に対応できる児童の集中力、持続力等があること。

すでに朝学習や昼学習が行われている帯時間の活用について、学校全体の取り組みの調整が可能であること。

学校全体での授業時数の管理体制が整っていること。

短時間や長時間等の授業に対応した授業準備や教材開発、指導体制の確保等が可能であること。

②-2 45分授業のコマを週一つ増やして設定

週の時間割に、45分授業のコマを週一つ増やして、年間35単位時間分を確保。

[考え方]

児童の毎日や毎週の生活や学習のリズムを変えることなく、45分を標準としたこれまでと同じ時間配分を維持することができる。

休業日における児童の多様な学習機会を維持できる。ただし、これまで児童の補習や主体的な学習活動、校内会議や研修等に充てられているコマは維持できなくなる。

[実施の前提として必要となる条件整備等]

児童の補習や主体的な学習活動、校内会議や研修等に充てられている時間を維持できなくなるため、これらの活動の調整が可能であること。

毎日6コマの授業に対応できる児童の集中力、持続力等に問題がないこと。

在校時間の延長について、放課後の地域活動などとの調整が可能であること。

③年間授業日数の増と週当たり授業時数の増を組み合わせる時間割を編成

年間の授業日数の見直しと、週当たり授業時数の増を組み合わせ、年間35単位時間分を確保。具体的には、例えば一回15分の短時間の授業又は60分の長時間の授業を週2回設定して23単位時間分を確保し、加えて、年間授業日数の増により12単位時間分(一日6コマであれば2日、4コマであれば3日)確保することなどが考えられる。このほか、短時間の授業を週1回実施してその他は年間授業日数の増により対応するなど、児童や学校、地域の実態に応じた組合せが考えられる。

[考え方]

児童の日々の生活や学習のリズムの維持と、学習内容や児童の実態等に応じた授業時間の設定を柔軟に組み合わせ、時間割の弾力性と恒常性のバランスを図りながら実施することができる。

授業日数の調整や、短時間や長時間の授業設定に必要な様々な条件整備についての検討が、他案と比べれば比較的行きやすい。

[実施の前提として必要となる条件整備等]

①及び②-1と同様であるが、調整にかかる日数や弾力的な授業時間を設定する授業の数が少ないため、比較的検討が行いやすい。ただし、時数の管理体制はよりしっかりと確立していく必要がある。

(2) 短時間や長時間等の授業時間の設定に関する考え方

- (1) ②-1又は③における短時間や長時間等の授業時間の設定は、3.(1)の「カリキュラム・マネジメントの中で、児童の学びの質の向上に貢献する時間割編成」及び(2)の「児童や学校、地域の実態を踏まえ、弾力性と恒常性のバランスの取れた時間割編成」という基本的な考え方に基づき、各学校の特色ある時間割編成を実現するための効果的な手段となるものである。
- その実施に当たっては、各教科等の特質を踏まえた検討を行うこと、単元や題材といった時間や内容のまとまりの中に適切に位置付け、授業のねらいを明確にして実施すること、そうしたまとまりの中で使われる教科書などの教材を活用したり、教科書などと関連付けた教材を開発したりするなどして実施すること等が重要となる。
- 短時間や長時間等の授業時間の設定に関して、教科等別に考えられる扱いは資料2のとおりである。特に、新たに導入される高学年の外国語科については、答申においても、「教材については、教科書が、今回改訂の教科化の内容に対応したものとなることが重要であり、弾力的な時間割編成の考え方も踏まえた教科書の在り方を具体的に関係者間で共有し、充実した質の高い教科書の作成に結びつけるためにも、教科化に対応した新たな教材を平

成30年度には先行して活用できるようにする必要がある」とされており、各学校において、こうした教材を踏まえた授業研究がすすめられ、短時間や長時間等の授業設定を行う場合にも、児童の学びにとって効果的なものとなるようにしていくことが必要である。

- また、教育課程外の短時間を活用した継続的な学習や知識・技能の習熟・定着などに向けた活動が、すでにかかなりの割合で実施されている国語や算数の学習に関しては、国語科や算数科の授業として短時間を活用する場合には、単元のねらいと離れバランスを欠いた活動に陥らないよう、学習指導要領等を踏まえた指導上の留意点を共有していくとともに、教科書などの教材が適切に活用されるようにしていくことも重要である。
- こうした短時間や長時間等の授業時間の設定にあたっては、特定の学年だけを念頭に置くのではなく、すべての学年を見通した時間割の検討が求められることに留意が必要である。特に、新しい教育課程における総授業時数は、高学年のみならず4年生から年間1015時間となる予定である。例えば、(1)③の選択肢をとるとして、仮に高学年での短時間や長時間等の授業時間の設定を、週2回程度外国語科において行うことを検討する場合でも、4年生の段階では他の教科でどのような対応を行うのか検討する必要がある。教育委員会や地域の校長会等とも連携しながら、学校全体の教育活動を見通した検討を行っていくことが求められる。
- 以上のような点を踏まえて実施されれば、短時間や長時間等の弾力的な授業時間の設定は、児童の主体的・対話的な学びを実現する豊かな授業の創意工夫の一つの選択肢となり得るものである。国や教育委員会においては、好事例の普及や調査研究等を通じて、教員の授業研究や教材開発に向けた取り組みを支援するよう強く求めたい。

(3) 児童や学校、地域の実態を踏まえた年間計画や時間割編成の最適な在り方を判断することの重要性

- 時間という限られた資源をどのように配分していくかは、(1)に掲げられたいずれの選択肢をとるにしても、それぞれの課題に対応していくことが求められるところである。
- 各学校においては、3.(1)及び(2)に示した時間割編成の基本的な考え方を踏まえ、児童の生活や学習のリズムや学びの質に関する現状と課題、自校の教員の業務環境やカリキュラム・マネジメントに関する力量、地域の教育活動の実態等を適切に把握し、教育委員会や地域の校長会等とも連携しながら、児童の学びの質の向上や教職員の活躍につながる、年間計画や時間割編成の最適な在り方を慎重に検討していくことが求められる。

5. 各学校における時間割編成を支えるために必要な方策

(1) 各学校の特色ある時間割編成に向けた教育委員会等との連携

- 新しい教育課程において、児童の学びの質の向上や教職員の活躍につながる年間計画や時間割編成の最適な在り方を検討していくに当たっては、年間授業日数も含めた学校管理規則の見直し、地域の教育活動全般との調整、空調などの設備や給食の確保、教員の代休などサービス管理の調整、研修日程の見直し、弾力的な時間割設定に対応した指導や教材の在り方の普及など、各学校の課題を超えて、教育委員会に求められる役割も多い。各学校と教育委員会、校長会等が、それぞれの役割を明確にしなが、連携して検討を進めていくことが必要である。
- その際、地域によっては、教育委員会において、一律の時間割編成や授業時数管理の厳密な計画性を過度に求めるあまり、各学校の特色ある時間割編成が事実上困難となっているとの指摘もあるところである。各教育委員会においては、学習指導要領に加えて新たな管理を行うのではなく、学習指導要領に基づく各学校の特色ある取組を支援するとの視点に立って、各学校が創意工夫を重ね、各学校や各教員のカリキュラム・マネジメントに関する力量を高めていけるようにしていくことが期待される。

(2) 具体的な時間割編成の在り方に関する事例収集や調査研究と、好事例の普及

- 国においては、来年度予算案に盛り込まれた「これからの時代に求められる資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究」の着実な実施を通じて、本報告書に基づく時間割編成の実践と成果の検証を行うとともに、これまでの時間割編成に関する事例の更なる発掘と分析を行い、それらの普及を図ることが求められる。
- 各教育委員会においては、こうした国の動きとも連携しながら、それぞれの地域における実態の把握と好事例の普及、学習指導要領の全面実施を見据えた各学校の時間割編成の計画的な移行への支援等を行っていくことが求められる。

(3) 教材や指導体制の整備

- 国においては、(2) で述べた調査研究や成果の普及の中で、全体の時間割編成の工夫についてのみならず、弾力的な授業時間に対応した各教科等の指導や教材の在り方の普及も併せて図っていくことが求められる。教材の在り方については、教科書作成者にも考え方の共有を図っていくことが必要である。外国語科及び外国語教育については、答申も踏まえ、先行して新たな教材を示していくことや、指導体制の確保を計画的に図っていくことが求められる。

- 各教育委員会においては、こうした国の動きとも連携しながら、各教科等における指導や教材の在り方について普及を図るとともに、必要な指導体制の確保を計画的に図っていくことが求められる。

(4) 周知・移行期間におけるスケジュール

- 学習指導要領が全面実施となる平成32年度に向けて、来年度（平成29年度）は周知期間、平成30～平成31年度は移行措置が実施される移行期間となる。
- 移行期間においても、先行的に新しい教育課程の内容を実施する学校が見込まれるところであることから、国や教育委員会においては、(2)に述べた調査研究の成果等も含め、各学校が児童や学校、地域の実態を踏まえた年間計画や時間割編成の最適な在り方を判断するために必要な情報を、来年度の周知期間において提供していくとともに、移行期間における指導体制の確保や教材に基づく校内研修の充実等を計画的に推進していくことが求められる。